

平成18年度第2回愛知県環境審議会会議録

1 日時

平成19年3月15日（木）午後1時30分～午後4時30分

2 場所

愛知県自治センター12階E会議室

3 出席者

委員23名、特別委員6名、専門委員9名、説明のために出席した者20名

4 審議の概要

(1) 開会

委員30名中23名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

(2) あいさつ

稲垣副知事

森寫会長

(3) 議事

ア 傍聴人について

森寫会長から、傍聴人がいないことが報告された。

イ 会議録の署名について

森寫会長が、会議録の署名人として、那須委員と丹羽委員を指名した。

ウ 答申

(ア) 愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について

・自然環境保全部会報告

芹沢部会長が答申関係資料1-1（愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について（報告））、答申関係資料1-2（「愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について」の概要）及び答申関係資料1-3（愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について（諮問））により説明

・ 質疑

(藤野委員)

主要な施策の生態系ネットワークの維持・形成の中に「自然の総量を維持」とあるが、具体的にイメージがわかるよう説明してほしい。

(芹沢部会長)

自然環境保全地域、国定公園等の指定区域の中にはかなりの私有地があり、指定された場所が所有者の都合や開発等の社会状況の変化によって保全の価値が無くなる場合が出てくる。例えば、自然公園区域を見直すに当たり面積が減少することがあり、我々も以前から危機感を持っていた。制度上は自然公園区域の解除等を認めざるを得ないが、一定面積減少すれば可能な限り同等以上の面積を編入するとか、ランクダウンの場所があればランクアップを組み合わせることで、全体として愛知県自然環境を保全すべき区域が少なくなっていくような措置をとることとしている。

〈事務局〉

答申関係資料1-1の14ページに記載されているとおり、自然環境保全地域等は土地所有権にかかわらず指定していることもあり、地権者や地元の意向にも十分配慮しながら、新たな地域の指定や拡張に努めており、平成17年度においては海上の森自然環境保全地域を新たに指定している。この点については、答申いただければ関係機関と協議し取扱いを検討していく。

(加藤久和委員)

この基本方針の中で特に強く打ち出すべきメッセージは何かということだが、生態系ネットワークの維持という方向は同感である。芹沢部会長の発言にもあったとおり、愛知県には世界で一級の自然があるわけではないが、生態系の保全を考えたときに、身近で平凡な自然であってもそれを多様性のネットワークとしてつなぐことが大事だと思う。愛知県にも、すぐれた自然や農業や都市開発などによる改変を受けながらも生物の新たな多様性を作ってきたような土地もあり、それらをネットワークでつなぐことが大事だということが伝わるようなまとめ方をすると良いと感じた。

環境基本計画の見直しのところでも議論しているが、COP10（生物多様性条約第10回締結国会議）が誘致されるので、せっかくの機会なのでこれをバネにしてもう一段進めるといことがあっていい。そこでもこの答申案にあるとおり、生態系ネットワークの維持・形成が核になると思うが、その際に、今ある自然環境保全地域をつなげるとか、つなげるための回廊となるところは道路、河川の保全、緑化を進めるというだけでは足りないのではないか。ここだけは核になるという保全の体系、システムを作っておくこと。自然環境保全地域の減少を他で補うというだけでなく、ここはコリドーになるところだということによって先に押えることが必要ではないか。土地利用を制限することは難しいとは思いますが、新しい政策が求められる。これはあくまでも基本的な方向なので、次に定められる戦略で具体的にうたわれることかも知れないが、意見として聴いてもらいたい。

（森寫会長）

この答申案は方向性であり、意見をすべて盛り込むことはできないので、今後の施策で展開するよう県に念押しをするということにしたい。

（加藤久和委員）

答申案が抽象的、網羅的であることは理解している。自然との共生についてここで答申がなされれば、環境基本計画にも反映していくことになるだろう。

（森寫会長）

将来像の「将来」とは何か。環境基本計画は長期的視点として2025年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は2050年を目途にしていると思われる。この答申案での生態系は今の生態系を頭に置いているが、温暖化により生物が変異する可能性がある。将来的には温暖化にどう適応していくかということも考えて、自然環境保全部会で守るべき自然環境を議論して欲しいし、環境基本計画にも組み込んでもらおうとよい。

（芹沢部会長）

生態系ネットワークが一番のポイントであり、ただ今の議論にあったことは答申案でも読み取れるものと考えている。

(佐々木専門委員)

主要な施策に移入種対策があるが、ヌートリアを捕獲するのに有害鳥獣捕獲の申請をしなければならない。許可なくして捕獲できるといいと思う。

〈事務局〉

ヌートリアは鳥獣保護法の対象となっているので、有害鳥獣捕獲の許可を受けなければならないが、外来生物法の特定外来生物にも指定されているので、捕獲をしようとする自治体やNPOなどの団体が申請すれば許可がなくても確認や認定を受けて捕獲ができる制度がある。

- ・ 答申案の決定

部会報告のとおり答申することを決定した。

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について

- ・ 廃棄物部会報告

中村部会長が答申関係資料2-1（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について（報告））、答申関係資料2-2（愛知県廃棄物処理計画案の概要）及び答申関係資料2-3（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について（諮問））により説明

- ・ 質疑

(佐々木専門委員)

し尿処理が18年4月から全量陸上処理されるという説明だが、下水処理場で処理するということがよいのか、また、なぜ海上処理がいけないのかを教えてほしい。

(中村部会長)

世界的に海洋投棄が禁止されているという流れである。また、陸上では下水処理場などで処理される。

〈事務局〉

答申案の12ページに記載されているとおり、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」があり、国も廃棄物処理法で、新規のものについては平成14年2月から、従前からのものは平成19

年2月から海洋投棄を禁止している。答申案11ページにもあるとおり、平成16年度においては海洋投棄の実績があったが、これらの市町において、し尿処理施設が整備され、平成18年4月から海洋投棄はなくなっている。

(加藤雅信委員)

答申関係資料2-1の35ページの廃棄物処理の数値目標について、国と県の数値目標が違うのは理解できるが、具体的に県と国の算定方法が違うのかどうか、その違いの根拠を教えてください。

(中村部会長)

県と国では基準年度、目標年度がずれているが、算定方法は、ほぼ国に準じている。

〈事務局〉

答申案35ページに記載されているとおり、一般廃棄物と産業廃棄物に分けて、それぞれ二つの方式で予測をしている。一つは国の基本方針に基づく予測ということで、国は平成9年度を現状として平成22年度を目標とした数値を採用しているの、それを県にあてはめて予測している。

もう一つは、一般廃棄物については、処理を行っている市町村に対する実情のアンケート調査を行ってそれを積み上げて予測を行ったものである。これらを比較し、地元の事情や最終処分場の状況を重視して、二つ目の予測方法を採用した。産業廃棄物については、多量に排出する事業者アンケート調査を行って、これも考慮した上で比較をし、削減の余地も考慮した上で、目標値を設定した。

(加藤雅信委員)

市町村や事業者のアンケートに基づいて予測すれば、国の予測からはずれることになるのではないかと。

(中村部会長)

最終的に採用した数字は国の目標から大きくはずれることはない。これならできますという値を県が採用するのでは努力目標として足りないの、あとは施策の展開や計画の推進で補うことになる。

〈事務局〉

答申案36ページ以下に記載したが、まず、一般廃棄物については、市町村の自治事務であり、当然国の方針を頭に入れながら地域の実情や今までの経緯を踏まえ処理が行われている。排出量については、国の方針に基づく表12よりも市町村アンケートに基づく表13が増えているが、国は平成22年には人口が減少していることを踏まえた予測となっているため、愛知県ではまだ人口が伸びている状況であることを踏まえ、一人一日当たりのごみの量という原単位に削減率を考慮し、それに伸びていく人口を掛け合わせて排出量を計算している。産業廃棄物については、事業者には聞けば無理ということにもなるので、事業者のアンケートに基づく予測値ではなく国の基本方針に基づく予測値を採用しており、おおむね国の基本方針に沿ったものとなっていると考えている。

(竹中委員)

廃棄物の焼却量を減らすことにより温室効果ガスであるCO₂を減らすという目標があると思うが、この答申案にはCO₂をどれくらい削減できるかという記述がない。

〈事務局〉

化石燃料系のプラスチックなどはCO₂が出るが植物系のは算定しないという考え方もあり、一概に焼却量が増えることによってCO₂が増えることにはならないことから、あくまでも廃棄物処理法に基づく公定計画ということで、CO₂の観点からの記述はない。

(森寫会長)

廃棄物処理法の観点からは温室効果ガスは直接入っていない。リサイクルによる効果を間接的に計算することは可能かもしれないが、目標値を示すことは難しいので答申案には入っていないということであろう。

〈事務局〉

CO₂対策については、あいち地球温暖化防止戦略の中で色々な取組を掲げている中にごみの減量化などがある。また、市町村の処理施設の整備に当たっては熱エネルギーの有効利用を考えて計画を組むことなどにより、温暖化対策にも取り組んでいくので、よろしく願いたい。

・ 答申案の決定

部会報告のとおり答申することを決定した。

(ウ) 水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について

・水質部会報告

藤江部会長が答申関係資料3-1（水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（報告））及び答申関係資料3-2（水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について（諮問））により説明

・質疑

（森嶋会長）

パブリックコメントではどのような意見があったか。

〈事務局〉

2月1日から3月1日までパブリックコメントを実施し、4件の意見があった。その内容は、干潟の保全・造成を進めて欲しいとか、人工河川をできるだけ造らないようにして欲しいとか、基準値の緩和を求めるものなどである。

（森嶋会長）

この削減目標が達成されると伊勢湾はきれいになるのか。

（藤江部会長）

そのために削減計画を策定しているが、既に伊勢湾の底質には窒素、りん等の汚濁物質が蓄積しているため、これらが溶出してきて汚濁の内部生産が起こるため、削減をずっと続けていかないと効果は表れてこないだろうと考えられるので、さらなる努力が必要であろう。

〈事務局〉

水循環再生が重要と考えており、今回審議していただいた総量規制基準のほかにも、ソフト事業として水循環再生の取組を、上流から下流域にかけて、県民とともに行うことにより、長期的にはなるが、伊勢湾の浄化に寄与したいと考えている。

（中村委員）

総量規制基準の中に、「製造業」と「製造工程」という記載があるが、どのように整理されているのか教えて欲しい。

〈事務局〉

水質汚濁防止法の届出に業種区分があるので、それを基に業種区分を作成し、同じ業種区分の中でも特殊な工程や特殊な原材料を使う部分は更に細分化している。事業者は、基準のどこに該当するかわかるようになってきている。

- ・ 答申案の決定

部会報告のとおり答申することを決定した。

(エ) 平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

- ・ 水質部会報告

藤江部会長が答申関係資料 4-1 (平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (報告)) 及び答申関係資料 4-2 (平成 19 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (諮問)) により説明

- ・ 質疑

(加藤久和委員)

各自治体が財政難に直面し、国の補助金も削減される中で、長期的に見て、調査地点数、項目、頻度についてどう財政面で手当されていくのか。

〈事務局〉

法定受託事務として処理基準に基づき行っている常時監視については、平成 17 年度に補助金から交付税措置に移管され、交付税の充当も現実にはされていない。環境省でも、行政評価と各自治体の財政事情による測定項目等の縮小という問題点を踏まえて、平成 17 年度から水質モニタリング検討会が設置され、平成 20 年度を目途に検討が行われている。

(加藤久和委員)

全体で見ると水質測定の予算は増えているのか減っているのか。

〈事務局〉

検討会でのアンケートによると、多くの自治体で、重点化・合理化の観点からの見直しを含め、この 5 年間に 1、2 割減っている。本県では、重点化、合理化の観点から水質測定計画の見直しを行っている。

(加藤久和委員)

財政事情の好転が見込めない中で、効率的かつ実効性あるモニタリン

グをお願いしたい。

(藤江部会長)

質問のあった点については、単に水質をモニタリングするということだけでなく周辺の特定事業場がどうなっている等も含めて部会で検討を行っており、十分承知している。

・ 答申案の決定

部会報告のとおり答申することを決定した。

(オ) 答申

- ・ 森嶋会長が、答申書4件（「愛知県における今後の自然環境保全施策の基本的な方向について」・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定に基づく廃棄物処理計画の策定について」・「水質汚濁防止法に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の策定等について」・「平成19年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」）を稲垣副知事に手渡した。

- ・ 稲垣副知事あいさつ

エ 報告

総合政策部会に付託されている「環境基本計画の変更について」の審議状況について報告を受けた。

・ 加藤久和総合政策部会長

報告関係資料（総合政策部会における「環境基本計画の変更について」の審議状況）の説明

・ 質疑

(森嶋会長)

中間とりまとめができた段階で、書面で総合政策部会以外の委員の意見を聴くか、あるいはこのような会議を開いて委員の意見のヒヤリングを行って、その意見をフィードバックして総合政策部会でもう一度まとめてもらって、最終的に2月か3月に報告してもらおうとよい。

(4) 閉会

以上